

産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会（第8回）

議事要旨

○日時：令和5年12月25日（月曜日）9:30～11:35

○場所：経済産業省会議室及びオンライン

○出席者：

<委員>

新宅委員長、生駒委員、井上委員、大松沢氏（大矢委員代理）、柿本委員、鈴木委員、筑紫委員、富吉委員、福田委員、松浦委員、森川委員、吉高委員、渡邊委員

<オブザーバー>

消費者庁消費者教育推進課、環境省「ファッションと環境」タスクフォース

<プレゼンター>

荒西 義高 東レ株式会社 繊維研究所 所長

○議事概要：

（事務局から資料3、8、森川委員から資料4、井上委員から資料5、荒西氏から資料6、鈴木委員から資料7を説明の後、自由討議。）

●LCA-CO2

- ・繊維・アパレル産業は中小企業が多いため、中小企業へのLCAの普及が課題。目標設定と併せ実効性の担保が重要。
- ・既に繊維産地の中小企業は発注元からCO2排出量の提出を求められているため、普及に向け中小企業向けの支援策が必要。
- ・繊維検査機関が川上・川中・川下の中小企業のコンサルを担うことが理想。
- ・各プロセスの基本的なデータ・原単位がIDEAに入れば簡易的な計算は可能になるが、二次データの見直し・データ更新に向けて業種横断的な検討の場が必要。
- ・LCA人材の育成にあたっては、繊維産業では加工工程・サプライチェーンが複雑であることに留意が必要。
- ・人権と環境とのトレードオフと同様、サーキュラーエコノミーと気候変動のトレードオフの議論も必要。

●リサイクル技術

- ・家庭から出てくる衣料品は組成が分からず、古い衣料品ほど有害物質を含む可能性。試作品は小ロットなので検査可能だが、商用化等を見据えると全て調べるのは困難。
- ・ポリエステルから分離したセルロース（綿由来）はそのまま使うのが理想だが、現状では分子量が大きいため困難。一方、綿は非可食材料として優れており、活用の方策を検討したい。
- ・選別・分離技術の開発は社会実装に向けたロードマップを策定し、官民で協力して取り組んでいく必要。
- ・マテリアルリサイクルにより製造された製品は、コストアップ分の価格転嫁や高価格であることの消費者理解が必要。そのため、リサイクル品のルール化や、適正価格で買ってもらえる仕組みが必要。

●消費者の行動変容（教育やナッジ活用）

- ・リサイクル性などの情報は消費者に知見や関心が無ければ届かないため、学校教育における家庭科で教えることが重要。
- ・消費者の行動変容が課題であり、ナッジも期待。ただし、促された行動と取るべき行動が異なった場合、グリーンウォッシュの温床になりかねないため、倫理的にナッジを活用すべき。

●回収衣料品の処分・情報公開

- ・回収された衣料品の処理方法として、「熱回収」は廃棄ではないと解釈する企業もいる一方、これまでの議論では、「熱回収」は廃棄と理解。このように見解が分かれる点を整理したガイドラインを策定し、企業に情報開示を促すべき。
- ・回収された衣料品の処分方法を公表しているアパレル企業は少ない状況の中、各アパレル企業がどのような対応をしているか調査が必要。
- ・回収した衣料品を保管する倉庫にもコストがかかり、中小企業には対応が困難なことがあることに留意。

●地方自治体による衣料品の回収について

- ・地方自治体で「専ら物」の解釈が分かれている件について、今後環境省がグッドプラクティスを周知していく認識。それでも進まなければ、更なる支援措置が必要。
- ・最終的には自治体回収・全量回収を目指すのが、現状ではリサイクル技術の開発やキャパシティも課題。完全に自治体回収に移行する前にどうつなぐか考えるべき。自治体回収のコスト構造などを調べるべき。

●アパレル企業の情報開示について

- ・国内でB コープ認証の取得企業は中小企業も多く、2000年以降立ち上げの企業が多い。また、B コープ認証はLCAの取組が必要だが、経営者の意識が高ければ取得可能。サステナビリティの取組は企業規模に関わらず可能であることを伝えていく必要。
- ・EUでは、コーポレート・サステナビリティ・レポート・ダイレクティブ（CSRD）という開示規制が昨年採択。人権・環境・ガバナンスについて、広範な細目を含め開示される仕組みが想定され、欧州で活動する企業や欧州に売り上げがなくともサプライチェーン上に間接的に存在していると対応が必要。日本企業全体で、開示を進めていく必要があり、政府としても開示に関するガイドライン作りができるのではないか。

●適量生産・適量消費に向けた目標設定

- ・循環経済の観点だけでなく、適量生産・適量消費のために発注量を半減させる、発注単価の引き上げを経営目標にする、ということはサプライチェーン全体の賃上げに繋がる、非常に重要で、わかりやすい目標設定であり、効果的。

●人権対応

- ・国内では人権DDと資源循環の取組が切り離されがちだが、国連主催のイベントではリサイクルバリューチェーン上の人権課題も議論。
- ・通常のリニアエコノミーより、サーキュラーエコノミーの方がトレーサビリティ等で複雑なことから人権DDが議論しにくい。サーキュラーエコノミーだけではなく、環境に良いことをしよ

うとしているのに、人権リスクが発生することにも注意が必要。人権と環境を切り離さずに考える必要。

●欧州の動向

- ・ マスバランス方式を含め欧州の先進的な取組を整理すべき。国内で欧州の先進的な事例に取り組むのは難しくても、欧州の中小企業の普通の取組であれば、国内の中小企業も参考になる。
- ・ 欧州の情報開示について、欧州内でやっていることや、日本が次のステップで実現出来そうな具体的な事例を研究してほしい。
- ・ フランスの報道では、(衣類の廃棄禁止に関して) 罰金制度は有るが、エンフォースメントできていないとの懸念の声がある。
- ・ EU では、エコデザイン規則とともに、DPP の導入が採択。2年後に大企業、5年後に中小企業で対応が求められ、トレーサビリティの完全追尾、環境負荷情報の開示が必要。日本では、商社が間に入っており、海外生産品が大半であるため、こういった製品のDPP対応は現時点では難しいと理解。一方、欧州ブランドはDPPに対応し、情報を開示しながら商売。そうなると日本ブランドの競争力の低下が懸念。対応を促していく指針を示すべき。

●価格転嫁

- ・ 人権リスクの根本原因として、取引適正化も課題。長いサプライチェーンとなっており商社アパレルは生産現場から遠いことから、価格転嫁の問題意識がないことも多い。
- ・ 11月に公表された内閣官房・公正取引委員会作成の指針は参考になる。特に、受注者側からの協議の要請は困難になっており、価格の据え置き等は独禁法リスクもあるため、発注者側も意識して対応すべき。行政・業界団体で共有し、進めて欲しい。
- ・ アパレルの声として小売価格が上がらないと調達価格が上げられない。デフレ脱却が価格転嫁対策に重要であり、さらにそれを上回る賃上げが必要。

以上